

平成 29 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 8 月 25 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

2 番 百次 仁一

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

8 番 玉城 信榮 11 番 玉城 秀則

【議事日程】

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 40 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 41 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 42 号 | 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について |
| 日程第 4 | 議案第 43 号 | 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について |
| 日程第 5 | 議案第 44 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について |

平成 29 年 第 8 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 8 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、2 番百次仁一委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくをお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 8 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 8 番玉城信榮委員、11 番玉城秀則委員です。次回調査委員が 4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、6 番島當道広委員です。よろしくをお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（13 件） 日程第 2 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（4 件） 日程第 3 議案第 42 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名 について（1 件） 日程第 4 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（11 件） 日程第 5 議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（1 件）
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 40 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 13 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番は名城の 1 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は国吉の 4 筆で、売買による所有権移転であります。3 番は新垣の 2 筆で、賃借権の設定であります。4 番は豊原の 4 筆で、売買による所有権移転であります。5 番は米須の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は名城の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番

	は小波蔵の 1 筆で、売買による所有権移転であります。8 番は束里の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。9 番も束里の 2 筆で、7 年間の使用貸借権の設定であります。10 番も束里の 1 筆で売買による所有権の移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は大度の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。12 番は米須の 2 筆で、贈与による所有権移転であります。13 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 40 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。農作物選別所への転用であります。2 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用であります。3 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用であります。4 番は摩文仁の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。駐車場への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは5条の報告を致します。13ページをお開き下さい。 申請地は、住宅に囲まれた第3種農地であり、農作物選別所への転用は問題ないものと判断しました。9ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に11ページをお開き下さい。申請地は、住宅に囲まれた第3種農地であり、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に13ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第41号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第42号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について1件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、15ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第42号について議案通り同意してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 43 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 11 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、18 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-30 は新垣の 1 筆で、10 年の使用貸借権の設定であります。トルコギキョウの規模拡大であります。29-31 は束里の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの経営開始であります。29-32 は米須の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの経営開始であります。29-33 は米須の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。さいとうきびの経営開始であります。29-34、29-35、29-36 は関連します。29-33、29-34 は、合わせて米須の 2 筆であります。3 年間の賃借権の設定であります。農地利用集積円滑化事業であります。29-36 は、前の 2 件と関連し、3 年間の賃借権の設定であります。小菊の規模拡大であります。次に 19 ページをお開き下さい。29-37、29-38 は関連いたします。喜屋武の 2 筆で、4 年間の賃借権の設定であります。農地利用集積円滑化事業であります。29-38 は前の案件を受けて、喜屋武の 2 筆で、4 年間の賃借権の設定であります。ピーマンの規模拡大であります。次に 29-39 は武富の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。農地中間管理事業推進であります。29-40 は喜屋武の 2 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。きゅうり、トマトの就農開始であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく願います。
委員	特になし。

会長	それでは議案 43 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 44 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、21 ページをお開き下さい。 29-4 は武富の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 44 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

8 番 玉城 信榮

11 番 玉城 秀則

--	--

